

府中市立図書館雑誌スポンサー制度に関する事業実施要綱

令和6年7月 教育委員会告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市立図書館（以下「図書館」という。）と民間事業者等との協働により、新たな財源を確保し、利用者サービスの向上を図るため、図書館が所有する雑誌を当該民間事業者等の広告媒体として活用する府中市立図書館雑誌サポーター制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雑誌スポンサー

事業活動を行う法人その他の団体又は個人のうち、雑誌スポンサー制度を利用し、雑誌のカバー等に広告を掲載するものをいう。

(2) 広告媒体

図書館に開架している雑誌等その他図書館が広告掲載を認めるものをいう。

(3) 広告掲載

広告媒体に雑誌スポンサーの広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性があるもの又は選挙に関するもの

(4) 宗教性のあるもの又は迷信もしくは非科学的なもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名前の公告

(7) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

(8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(10) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか図書館が不適當であると認めるもの

2 前項各号の細目的基準は、教育委員会が別に定める。

(募集要項の作成)

第4条 広告の募集は、広告媒体、広告の規格、広告掲載の位置及び期間、広告掲載料、広告のデザインその他広告媒体ごとに必要な基準及び雑誌スポンサーの選定方法その他広告掲載に関し必要な事項を定め、広告媒体ごとに募集要項を作成し、これを示して行わなければならない。

(広告掲載の申込み)

第5条 雑誌スポンサー制度を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告媒体のうちから提供しようとするものを選定し、雑誌スポンサー制度広告掲載申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、掲載しようとする広告の原稿その他図書館が必要と認める書類を添えて、指定期日までに図書館に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 前条の規定による申込みが提出されたときは、次条に定める広告審査会の審査を受けるものとする。

2 図書館は、前項に規定する広告審査会の審査結果を参考として、速やかに掲載の可否を決定するものとし、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 広告掲載決定通知を受けた申込者は、雑誌スポンサーとして指定された期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

(広告審査会)

第7条 第5条に規定する広告掲載の申込みについて審査するため、広告審査会を設置する。

2 図書館は、前項に規定するもののほか、広告掲載の内容及び広告掲載の方法を変更する等の場合で、広告掲載に疑義を生じたときは、広告審査会に対し、当該広告掲載についての審査を求めることができる。

3 広告審査会は、教育部長、教育政策課長、府中市立図書館長及びその他図書館が指名する職員をもって組織する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、市の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、図書館が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(雑誌スポンサーの責任等)

第9条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿の作成諸経費は、広告主の負担とする。

(広告の掲載内容の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに、府中市立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載内容変更届(別記様式第3号)により、図書館に届け出て、変更の決定を受けるものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定による広告の掲載内容の変更の手続きについて準用する。

(雑誌スポンサーの取消し)

第11条 図書館は、次の各号のいずれかに該当するときは、府中市立図書館雑誌スポンサー制度取消し決定通知書(別記様式第4号)により、雑誌スポンサーであることを取り消し、広告の掲載を中止することができる。

- (1) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 掲載する広告が、発行上支障となるとき。
- (4) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事をおこしたとき。
- (6) 第3条第1項各号に規定する基準に抵触することが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、図書館が雑誌スポンサーとして適当でないと認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 図書館は、広告掲載を決定した後に、雑誌スポンサーの責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

雑誌スポンサー制度広告掲載申込書

年 月 日

府中市立図書館 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・氏名
業 種 名
電 話 番 号
担当者職・氏名

府中市立図書館雑誌スポンサー制度に関する事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、申し込みに当たり市税の滞納が無い事を誓約します。

1 提供先図書館（ ）

2 広告の掲載を希望する雑誌名

希望順位	雑誌名

3 広告原稿 別紙のとおり

4 添付書類 申込者の業務内容等を明らかにする書類

- 5 同意事項
- (1) 広告掲載の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。
 - (2) 版下原稿の作成諸経費は、申込者の負担とする。
 - (3) 市は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができるものとする。
 - ア 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
 - イ 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - ウ 掲載する広告が、発行上支障となるとき。

別記様式第2号（第6条関係）

広告掲載決定通知書

年 月 日

住 所
名 称
代表者職・氏名

様

府中市立図書館長

年 月 日付で申込の府中市立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載
につきましては、府中市立図書館雑誌スポンサー制度に関する事業実施要綱の規定
により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 広告掲載の可否

2 提供先図書館

3 提供雑誌名

4 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 年間雑誌購読料 円

6 期 限

(1) 掲載料の納付期限 年 月 日まで

(別添の振込先に振り込んでください。)

(2) 版下原稿の提出期限 年 月 日まで

別記様式第3号（第10条関係）

雑誌スポンサー制度広告掲載内容変更届

年 月 日

府中市立図書館 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・氏名

府中市立図書館雑誌スポンサー制度における広告掲載内容を次のとおり変更したので、府中市立図書館雑誌スポンサー制度に関する事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更時期	年 月 日（予定）	
2 変更内容		
3 担当者の 連絡先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
	FAX 番号	

備考 新たに掲載しようとする広告原稿を添付してください。

別記様式第4号（第11条関係）

雑誌スポンサー制度取消し決定通知書

年 月 日

様

府中市立図書館長

年 月 日付けで決定した府中市立図書館雑誌スポンサー制度について、次の理由により決定を取り消したので、府中市立図書館雑誌スポンサー制度に関する事業実施要綱第11条の規定により通知します。

【取消しの理由】